

グリーンニュース 第39号

発行年月日 平成 21年 3月 23日
発行責任者 群馬県環境アドバイザー連絡協議会
代表 鈴木 克彬

環境アドバイザー重点行動テーマ

行動する環境アドバイザー

・・・研修・情報交換の場を広く・・・



【福寿草】

環境政策課からのお知らせ	(2ページ)
第2回全体研修会の概要	(3ページ)
高山村で森を育てよう	(4ページ)
広報部会の役割・ご近所の発電	(5ページ)
地球温暖化問題の学習に取り組もう	(6ページ)
子供の目を生き物に・私に出来る事は何？	(7ページ)
広報ア・ラ・カルト	(8ページ)

新規・県環境アドバイザーを募集します。ぜひ再登録を！

早いもので、第7期県環境アドバイザーの登録期間が、3月31日をもって終了します。これまで、長い方で2年間、環境アドバイザー事業にご理解とご協力を賜り、本当にありがとうございました。ここに改めてお礼申し上げます。

県では引き続き第8期（登録期間：平成21年4月1日～平成23年3月31日）の環境アドバイザーを募集いたします。現役の環境アドバイザーの皆様には、ぜひ再登録をお願いいたします。これまで以上に、環境に関する情報提供や研修会などを企画開催する予定です。また、ご家族やご友人など、周りの方にも制度についてお話しいただければ幸いです。新しいメンバーが加わることによって、さらにこの制度が充実したものになっていくものと確信しています。

登録については、2月下旬にお送りした「環境アドバイザー募集チラシ」の登録用紙を郵送またはFAXしてください。申請用紙については、群馬県ホームページからダウンロード可能です。また、「ぐんま電子申請等受付システム」からも登録できます。

皆様の再登録を心よりお待ちしております。

第2回全体研修会を開催しました(2/8日)

去る2/8（日）午後、県庁ビジターセンターにおきまして、環境政策課職員である北角主任（気象予報士）による「千年の気候も一日の気象から～天気予報のウラ側伝えます」と題した第2回全体研修会を開催しました。当日は、上州名物空っ風が吹き荒れる中、30名を超える環境アドバイザーの皆様にご出席いただき、講演に熱心に耳を傾け、講師への質問も積極的になされました。

講演では、皆さんの日常生活にすっかりとけ込んでいるテレビの「天気予報」について、そのウラ側の話や、地味だけどとてもたいせつな観測現場、典型的な天気図と群馬県の天気、歳時記のミニ知識などについて、紹介がありました。

今回の講座を通して、一人でも多くの方に気象や天気予報に興味・関心を持っていただければと思います。気象予報士は誰でも受験可能ですので、ぜひチャレンジして下さい。

なお、研修の概要については、3ページに掲載していますのでご参考まで。



研修の様子



熱心な質問タイム



気象庁マスコット「はれるん」

第2回全体研修会の概要

日時：平成21年2月8日（日）13：30～15：40

場所：県庁2階ビクターセンター

講師：北角友和（県環境政策課職員，気象予報士）

講演：「千年の気候も一日の気象から ～天気予報のウラ側伝えます～」

出席者：県環境アドバイザー35名ほか

・身近な気象のことば

気象注警報の基準、天気予報の時間表現、暑さ・寒さの目安（真夏日、冬日等）の紹介。
雨の降り方と災害の関係：総雨量がその土地の年間降水量の1割を超えると要注意等。
館林はなぜ暑いのか：内陸で比熱小さい、都市部の熱が運ばれる、観測地点だから等。

・気象観測の現場から

前橋地方気象台における観測：降水量、気温、風向風速、積雪深、初氷、桜開花 など。
アメダスにおける観測：県内や関東地方における観測地点の紹介等。
気象レーダーや気象衛星「ひまわり」の観測方法の紹介。

・群馬の気象特性

南部平野部は、夏は高温で冬は乾燥した晴天。北部山岳部は、冬の降雪が多い。
気象注警報の細分区域の紹介。平成22年度から、市町村単位での発表を予定。

・典型的な天気図と群馬の天気

季節ごとの典型的な天気図において、特徴的に現れる群馬県の天気を紹介。
台風進路図の正しい見方や、台風報道における注意点等を紹介。

・天気予報のお約束

似て非なる言葉：雹と霰（直径で区別）、霧と靄（視程で区別）と霞（非気象用語）。
降水確率の意味するところ、「時々」「一時」「所により」の使い分け。
二十四節気、陰陽五行説、ケプラーの法則など暦にまつわる“トリビア”を紹介。

・気象予報士になるには

受験資格はなし。誰でも受験することができる。
合格率は約6%、これまでに約7,000名が気象予報士に。県内は約80名。
年2回（1月と8月）実施。学科試験（一般・専門）と実技試験で構成。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

前橋地方気象台ホームページ <http://www.tokyo-jma.go.jp/home/maebashi/>

高山村で森を育てよう



森・川・海、これに雲を加えると地球上の水循環がつながってくる。森は海の恋人という言葉に代表されるように森と海のつながり、生態系の相互依存は自然環境に関心があれば知らない人はいないであろう。昨年 11 月に佐世保で「国民参加の森林づくり」シンポジウムが開催された。テーマは「森と海のつながりを考える」であった。遠隔地の開催なので聴講できなかったが、その後の報告記事によると、あるパネリストが森・川・海ではなく森・里・海という見方を提示していた。川は単なる水路ではなく、森と海の間を介する人の生活と密接に結びついている。人の生活思想次第で生態系の豊かさは大きく変わってしまうということを伝えていた。

大きな課題をかかえているけれども、農山村と都市の関係も上記の「里」の一部である。昨年の自然環境部会の行事は大半が高山村の共有林と菜の花関連の行事だった。高山村の一部の有志から貴重な提案や指導、活動場所の提供をして頂いたお陰で実施できた。都市で生活する人が盛り場で余暇を過ごし、農山村は孤立して過疎化いくという状況は最悪のシナリオと言える。都市で生活する人々が意識に温度差はあったとしても、自然回帰を進め、農山村の人々と知識や経験の共有部分を増やしていく。温暖化防止もこのような流れが背景に無ければ成果は見込めない。自然環境部会の行事の背景にはこのような思いがこめられている。

環境に関連する講演会や講習会は中毒になるほど多く紹介されている。しかし、知識や手法を習得するだけでは自己満足で終わってしまい社会的に意味がない。農業や林業のつらい作業やその後の達成感も、実際に体験することで知識・経験をより確かなものに高められる。それがなければ、環境アドバイザーとして自信をもって行動することもできない。

次年度も高山村関連の行事を企画しているが、単なる研修だけではなく僅かながら労働の領域まで活動範囲を広げたい。谷川連峰や武尊山を望む高原に森を育て、菜の花を栽培する道筋はできたが、このような活動は持続性が大切な要素となる。それだけで複雑な問題を解決できる筈もないが、現状の問題点を都市と農山村で共有することで、次にどうするか、ささやかでも実現の可能性が高い方策を考える下地にはなる。

その際、広域から多人数を集める企画は活動の持続性、温暖化防止の観点から問題がある。比較的、高山村に近い方々が活動の主体になることが望ましい。その意味では群馬県内の数個所にこのような活動拠点を設けたいと考えている。各地域で活動している団体に期待する。

(自然環境部会 飯塚 紘一)

広報部会の役割



環境アドバイザー制度は平成4年10月に県が県民から環境問題に関する諸々の意見を受入れるため設立しました。スタートは市町村推薦の方式を取りましたが4年後の平成8年に現在の一般公募・自主登録制に切り替わりました。そして平成9年11月には群馬県環境アドバイザー連絡協議会が発足しました。

広報紙も平成10年8月第1号を発刊して今回で第39号になりました。環境の温暖化防止は一国や先進国だけでなく、地球規模で考え始めたのは平成4年6月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ平成5年11月19日に環境基本法が制定されてからだだと思います。

我ら環境アドバイザーは県の環境政策課の募集に応じ集まった。しかし群馬という大きな自然環境の中で、如何にして県民の方々に現在の環境をそして未来の群馬をどのようにしていくかを我々が見本を示さねばならない。

会員は個々の学習を伸ばして行くと共に実践が重要である。

広報部は会員相互の活動報告と、まだ活動していないが温暖化の問題に興味を持ち機会があれば参加したい方々に、その方法を伝授し援助する使命があります。

現在、「自然環境部会、温暖化エネルギー部会、ごみ部会、広報部会」の4部会があり、それぞれに活動していますが会員はどの部会に参加してもOKですし、併部しても可能です。

広報部は現在12名の部員でグリーンニュースを年間4回(3, 6, 9, 12月)発行し、会員や必要部所に無料で配布しています。またインターネット・ホームページ「ぐんま環境アドバイザーネット」でも情報提供しています。

この皆さんの原稿は会員相互の活動内容を知ってもらうだけでなく、広く県民や他県、全国に情報を流布してゆかねばなりません。

この為にも、広報部会が中心となり環境に関する原稿をみなさんをお願いして一人でも多くの方々に読んでいただくことを旨としています。

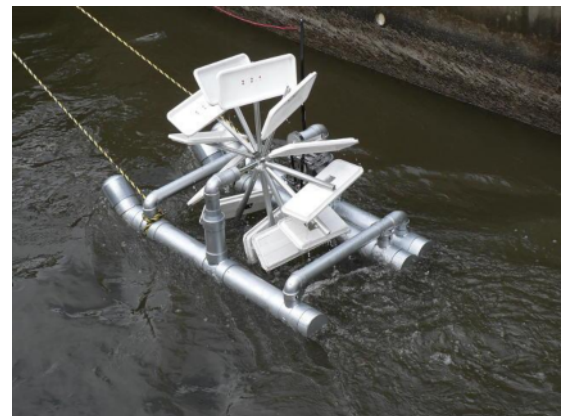
(広報部会 原田 邦昭)

ご近所の発電

(小水力発電)

この学習会は1月31日(土)高崎市西公民館において群馬県地域環境学習推進事業として、温暖化・エネルギー部会のメンバーが企画し、開催しました。

13:00から公民館前の長野堰に設置した係留イカダ型マイクロ流水発電機が回り、LED(発光ダイオード)を点灯させる実証実験を見学しながら、「地域の個性を生かした町づくり研究会」代表の中嶋宏さんの話を聴きました。この発電機は、ほとんどの企業が小さな発電機開発には興味を示さない中、唯一話を聴いてくれた(有)オンウェーブと共同開発されました。そよそよと流れる流水(1m/s)程度から発電し、直流から交流に変換し、12Vバッテリーに充電します。固定されずイカダの様に水に浮いているので水位変動や流れてくるゴミにも対応ができます。街路灯や山奥の鳥獣防御柵の電気を遠方から引いてくるのではなく、近くで発電できないか提案したり、環境イベントなどの学習教材としての活用が考えられています。



14:00前からは群馬県企業局発電課 地域エネルギー室長の八木雄市さんの講演が行われました。企業局が発電を行う意義や、小坂子、下久保第二など県営のマイクロ水力発電事例の紹介、水力発電開発が難しくなっている中、なぜマイクロ水力発電の建設が進むのかを知ることができました。「我々水力発電事業者にとっては、雨は天からお金が降ってくるのと同じです。」という講師の八木さんの言葉が良く理解できました。

最後に群馬県企画課科学技術振興室の上石洋一さんから群馬県地域新エネルギー詳細ビジョンの説明をしていただきました。

(エネルギー部会 草場 史子)

地球温暖化問題の学習に取り組もう



群馬県環境アドバイザー太田支部は 20 年度環境学習会を地球温暖化問題の学習に取り組もうと「豊かな地球環境を次世代に引き継ぐために」と平成 20 年 9 月 25 日太田市地域環境学習推進事業を開催した。

つくば市の独立行政法人宇宙航空研究開発機構・筑波宇宙センターと国立環境研究所・地球環境研究センターの体験学習を実施した。参加者はアドバイザー会員と地域の環境ボランティア会員及び一般市民でした。

宇宙センターでは地球の気候変動に関する、温室効果ガスを観測する衛星 GOSAT (GreenhouseGasesObservingSatellite) 月周回衛星「かくや」陸域観測衛星「だいち」や最近お馴染みの日本人初の有人施設である研究実験棟「きぼう」の実物大模型の中に入り体験ができました。

持続可能な明日のために日々活動貢献している世界水準の宇宙衛星技術の JAXA(JapanAerospaceExplorationAgency)を理解することが出来ました。

国立環境研究所の前身は国立公害研究所(1974 年設立)で、地球規模の環境問題を総合的に取り組む機関として 1990 年新設されました。

人類が地球環境に及ぼす影響を科学的に解明し、的確な環境保全対策を講ずるための基礎づくりの研究を多岐に渡り実施しているとのことです。

脱地球温暖化社会実現への道筋として今回の体験学習は、自動車から排出される有害物質の量を様々な条件のもとで測定出来る施設「低公害車実験施設」世界でも類を見ない初期拡散後の排ガスサンプリング方法や太陽光発電装置搭載の自動車性能テストの説明を受けた。

「循環・廃棄物研究棟」は廃棄物の資源化や熱処理に関する各種プラント実験設備で、資源が有効に利用され、廃棄物が少なく、環境負荷が出来る限り少なくなる研究を行っていた。研究所は 23 ヘクタールの広大な敷地に 20 もの研究棟に常時 800 人が研究活動を行い、また北海道から沖縄まで、観測のための特別のステーションを設け、温室効果ガス濃度などを常時測定しているとのことです。

参加者は最高の施設や設備での研究に驚きながら、身近に体験学習でき最新最高の情報を会得し、今後の地域の活動に生かすでしょう。

今回の事業は太田市環境政策課の後援で市有バスを利用し、高崎、前橋からも参加、車内で各地区の環境団体から日常の環境活動などの発表があり、和やかに貴重な地域環境学習が出来ました。

(太田地区 幹事 久保田 文三)

子供の目を生き物に

「殖蓮地区自然環境を守る会」では家庭でのサケの孵化飼育放流事業を約20年前から実施しています。12月に受精卵を配布し、子供達は孵化を観察し、約3ヶ月飼育した後、近くの川へ一斉放流します。

その間 子供達に多くの感動と気付を与える事ができます。

また、サケは3 - 4年間太平洋を周遊して、産卵のため放流された川へ戻ってきます。利根大堰で遡上数を調査していますが、20年度は5831匹の新記録を達成しました。11月には子供達と深谷地区の川岸で産卵しているサケを多数観察することが出来ました。懸命に生きてきた姿には感動します。

自然保存派からは生態系を乱す人為的な放流はもうすべきでないとの主張も聞かれます。しかし、自然との関わりが極端に少ない現代社会で成長期の子供の心(命・愛・別れ・生死)・人格形成のためには生物とのふれあいが重要です。

心・環境・理科教育の重視が叫ばれていますが、これらは教室の中で教科書を見て学ぶものではなく、自然の観察・体験する事で感動・気付き・考えさせる事が教育のスタートだと思います。放流する河川の汚れ、日常生活との関係に気付き調査学習を始める子供もいます。

サケの孵化放流事業は健全な子供育成のために非常に有効な手段です。

地域の子供達にこうした機会を与えてやる事が大人の役割ではないでしょうか。この事業は県下各地で行われています。希望者は連絡下さい。

(伊勢崎地区 幹事 下城茂夫)

私に出来る事は何か?

8年前、子育てグループとして活動をしていました。母親同士、たわいない話から子育ての悩みや家族の事など中心に話していました。子ども達に何が必要で何を教えたいか残したいか。自分の子ども以外にも目が向いて、食・自然など環境に関する事に思いが深くなり、今の私達に何が出来るのか?出来る事は何か考えよう!と「マンマの会」として活動を始めました。

はじめは残った布を使って手甲やエプロン・袋・お手玉・などを作りましたが今ある物をそのままの型で使ってもらいたいと思い、子供服、おもちゃ、育児用品のバザーをしました。今ではそれに加えて廃油の回収、石けん作り・マイバックの推進などを行っています。

研修会に参加すると、本当にその事がBestなのか?もっと根の深い所で取り組むべきではないかと思えます。「今の私に出来る事は何か?」と考えれば・・・

「人に伝える事」でしょうか。

これからも研修会や地区行事に参加しながら楽しく仲間と活動して行きたいと思っています。

(利根沼田地区 幹事 金井 千栄子)



◎表紙写真 福寿草

福寿草は名からして中国渡来のようだが、れっきとした我が国自生の多年生草です。

本現在の安中市松井田町の木馬瀬(ちませ)地区に県下最大といわれる福寿草の群生地があります。昭和62年に松井田町の天然記念物に指定されたそうですが、こんな伝説があるそうです。

「幕末の偉人、小栗上野介が勘定奉行を罷免され、領地の権田村(現、高崎市倉淵町権田)へ向かう途中、木馬瀬に幕府の軍用金を埋めた。この黄金が日の目を見ることなく地中に埋もれていることを悲しみ、地上に萌え出して黄金色の花を咲かせている。」そうです。

◎レジ袋有料化

この件は前号でも扱っていますが、「レジ袋の有料化を推進しよう!」のチラシに グリーンコンシューマー群馬ネットに加入団体の他、前橋市消費者団体連絡会を含め11の団体が名を連ねました。

チラシを必要とされる方は50部単位で申し出ください。

また、大沢知事宛に「レジ袋有料化に関する提言」をグリーンコンシューマー群馬ネット代表(国峰 澥子)名で行っています。

	賞味期限	消費期限
どんな意味?	おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではない。	安全性に問題がない期限。この期限を過ぎたら食べない方がよい。
表示方法は?	○年○月 (3ヶ月を越えるもの) ○年○月○日 (3ヶ月以内のもの)	○年○月○日 (おおむね5日以内)
どんな食品?	品質が比較的長く保存される食品 (スナック菓子、カップ麺、缶詰など)	品質の劣化が早い食品 (お弁当、サンドイッチ、惣菜、生麺など)

※一度開封したら期限にかかわらず早めに食べましょう。

賞味期限と消費期限の違いは?
加工食品には大抵、期限表示が付いています。この期限表示には「消費期限」と「賞味期限」の2種類があることは知っていますよね? この違い、あなたちゃんと理解していますか?

◎このマーク何だか知ってる?

A よく見かけるけど意外と分かっていない、食品に関するマーク。代表的なものをここで紹介。

●特定保健用食品マーク(トクホ)

厚生労働省の許可または承認を受けた特別用途食品のうち特定保健用食品につけられる。一般の健康食品には許されていない「おなかの調子を整える食品」「コレステロールが高めの食品」など、保健の効果の表示ができる。

●JASマーク

その商品の品質や作り方を保証するもの。色、香りといった品位、原材料、食品添加物などの成分など、品質についてのJAS規格を満たす食品や林産物などにつけられる。

●HACCP(ハザップ)のマーク

厚生労働大臣により承認されたHACCPシステムにより、衛生管理が行われている工場等で製造された商品に表示することができる。

●飲用乳の公正マーク

飲用乳の表示に関する公正競争規約に従い、適正な表示をしていると認められたものにつけられる。

●識別マーク

消費者が分別する際の手がかりとなる、材質を識別するためのマーク。分別収集を促進する目的で「資源有効利用促進法」において識別表示が義務化された。



プラマーク
プラスチック製容器・包装につけられる。飲料、しょうゆまたは酒類のPETボトルを除く。



紙マーク
紙製容器・包装につけられる。「段ボール」と飲料用瓶製容器(アルミ不使用のもの)を除く。



スチールマーク
飲料・酒類用スチール缶



アルミマーク
飲料・酒類用アルミ缶



PETマーク
飲料、しょうゆまたは酒類のPETボトル。

